



環 環 管 第 9 8 号

令 和 4 年 1 1 月 9 日

京都市環境影響評価審査会

会長 東野 達 様

京都市長 門川



「（仮称）京都駅東南部エリアプロジェクト（チームラボミュージアム  
京都ほか）建設事業」に係る配慮書案について（諮問）

「（仮称）京都駅東南部エリアプロジェクト（チームラボミュージアム京  
都ほか）建設事業」に係る配慮書案について、京都市環境影響評価等に関す  
る条例第13条第2項の規定に基づき、環境配慮の観点からの意見を求めま  
す。